吹田市環境審議会議事概要

平成22年(2010年)11月9日(火)

午後 6:00~午後 7:50

全員協議会室

〈出席委員〉

小畑雄治郎委員 芝田育也委員 新田保次委員(会長)

保田淑郎委員 中本美智子委員 池渕佐知子委員

竹内忍一委員 和田学委員(副会長)村口始委員

島 晃 委 員 河邊哲郎委員 大野和之委員

福田愛夫委員 井川文夫委員 奥井景子委員

高野正子委員 立木靖子委員

〈欠席委員〉

 上甫木昭春委員
 中野道雄委員
 和田安彦委員

 和田武委員
 井上亮二委員
 末廣美津子委員

瀬部俊司委員 仲西智裕委員

※委員 25 名中 17 名の出席により吹田市環境審議会規則第 5 条第 2 項の規程である会議の 開催要件を満たしている。

〈事務局〉

富田副市長 平井都市創造総括監 永冶部長 柚山次長 後藤環境政策推進監 畑澤総括参事 宮総括参事 中嶋課長 竹原課長代理 道澤主幹 萬谷主査 清水主査 高木主査 佐藤主査

〈傍聴者〉 0名

〈次第〉

- 1 吹田市遺伝子組換え施設に係る環境安全の確保に関する条例改正(案)について
- 2 吹田市環境影響評価条例改正(案)について

〈進行〉

- 1 副市長あいさつ
- 2 副会長あいさつ
- 3 新委員自己紹介
- 4 傍聴者確認 (0名)

--開会--

会長 ○それでは、議事次第に従いまして、吹田市遺伝子組換え施設に係る環境安全の 確保に関する条例改正(案)につきまして説明をお願いします。

事務局 ○<資料1、2説明>

会長

○ありがとうございました。それでは質問をお願いいたします。

委員 ○専門ではないので、分かりにくい点があるが、安全管理について書かれているが、市として関わりとして対象事業所への立ち入りとか、調査の権限ですね、 踏み込んで調査する、どこまでできるのか、本当に市民にとって大丈夫なのか という点で説明いただきたい。

事務局 ○立入り検査につきましては、現行条例でも立入り検査を行っていますが、やは り体制の整備がきちんとできているのかにつきましては、今までと同様に立入 り検査を行うとともに、安全主任者を置いていただこうと思っています。そこ で、安全主任者にヒアリングをするということと、毎年年次報告をあげていた だきますので、それの活動内容について年次報告のほうで確認がとれるという ことで、チェック体制はとれるかと考えております。

事務局 ○まず、遺伝子組み換えに関しましては、法律のほうで安全委員会は努力規程となっています。法律のほうでは規程されていない、努力規程になっています。ですから、我々にとりましては、遺伝子組み換え実験をするところは、条例に基づいて、安全委員会の設置を義務付けたいと思っております。病原体につきましては、感染症予防法というものがございますが、これにつきまして、テロ対策で用いられる高々47種類の微生物についてしか規程しておりません。ほとんどが国立感染症研究所が持っている規程を準用しているということになります。ですから、少なくとも国立感染研がお持ちの規程を準用して、誰が責任者で、どういう体制でやられるのかを規程のほうで示していただき、それに

基づいて実験をしていただくということで考えています。ですから、安全委員会をお持ちのところもございますけども、やはりたくさん病原体を扱っている所と少ない所もございますので、まず条例のほうでは規程というものを作っていただき、市が体制を確認し、今回規程を作成していただくということで考えています。

また、放射性につきましては、法律のほうで、こういった障害防止法の予防 規程を作らなければいけないということがございますので、市のほうにも届出 を出していただき、体制が取れているのか市のほうでも確認するという内容で 考えています。

委員 ○つまり、病原体のほうと放射線同位元素のほうの部分については、安全委員会 というものを事業者に設置しなさいというところまではないということか。

事務局 ○はい、ありません。

委員 ○その違いっていうのはどういう。規程を遵守すれば安全委員会を設置しなくて も、市として十分に安全を確認できるということなのか。

- 事務局 ○規程を作って安全委員会をお持ちのところもありますが、大きい事業所と小さい事業所がございまして、病原体の取扱いが少ない所、大阪大学のように非常に多いところを一律にするというのは、今回の条例ではなかなか、レベルに応じた安全管理体制をとっていただこうということで、規程の部分で押さえられる部分と、組織としてきちんと作っていただかないといけない部分を分けて、考えております。
- 委員 ○27条、4号と5号。審査会のメンバーはその都度決めるとか、それから答申 のときに任期が終わるというのは、立法目的というか、どういうねらいがある のか。
- 事務局 ○実は、この件につきましては、かなり審議をしましたが、この新しい条例につきましては遺伝子組み換え施設に関するところ、放射線に関するもの、病原体に関するもの、危機管理に関するものと多岐にわたるわけですね。それで各種専門家の方がなかなか決められない、事案に応じて専門家の方に入っていただいて、審議をしていただいて、答申をいただくという制度にしたいというように考えております。
- 委員 市長には、そういうメンバーを決める専門的な知識をお持ちであると思うほう がおかしいわけで、だから、実際はどこで決めるのか。市長がその都度任命すると書いているが、誰かがやはり上申されるわけなんで、その場合、例えば、この委員会で決めるのか、あるいは市長部局のどこかで5名以内の方を任命するのか、そのへんはどこの守備範囲になるのか。

事務局 ○確かに我々も全ての専門家を存じ上げているわけではございませんので、や

はり今まで、遺伝子組み換えの現行条例でお世話になった先生方に相談することもあろうかと思いますが、いろんな方の知恵を借りながら、お願いするしかないかなと感じておりますけども。

委員 ○はっきりと具体的なイメージができていないと理解してよろしいか。

- 事務局 ○と言いますか、この間、私どもはこの条例を検討してまいりますのに、大阪大学、千里金蘭大学、関西大学の各研究施設、事業所、そして、大阪府立の公衆衛生研究所、大阪市立大学をはじめとして、民間の研究施設を含めてご相談に行ってまいりました。また、今日ここに来ていただいている委員にもご意見を伺いながらこの条例を検討してまいりました。ですから、今問いかけの27条の4号の学識経験を有する者をどういう基準で選ぶのか、誰が選ぶのかということにつきましては、1つは先ほど申しましたとおり、起こってくる課題は多岐に亘ります、その専門性について、色々な形で検討をするということ。それともう一つは、これまでお知恵を貸していただいた、それぞれの研究者、事業所、あるいは大阪府立公衆衛生研究所などの専門家の方々の意見をいただきながら、その事案に沿った形で速やかに対応できるような体制をとっていきたいというふうに考えております。
- 委員 ○最初のご説明で、現在対象が24事業所で898施設とかなり増えているという説明があって、今回の改正で範囲を広げたり、もう少し進めた条例にするということですが、実際、今行われている現条例で、先ほど立入り検査をしていますとおっしゃっていたが、そのへんと市がする対応はどの程度変わるというふうに考えたらよろしいか。
- 事務局 ○現行条例では立入り検査をして、主にハード面ですね、そこが本当に、拡散防止措置と言いますが、そこが本当にとられているかどうか、例えば、そういった装置の個数の確認だとか、そういう装置が備えられているのか、そういったものの確認をしてまいりましたが、今後は、やはりそういったことは引き続き必要かと思いますが、やはり安全主任者、そこを管轄していらっしゃる主任者の方々にヒアリングとか意見交換をさせていただいて、そこで施設全体を把握するということも必要なのかなと思っています。ですから、今まではどちらかと言いますと、ハード面について立入りをしていましたが、今後はやはり組織管理についてもしっかりと市のほうでみていかないといけないと、少し趣きが変わってくるのかなと、立入り検査についてはこういうふうに考えております。
- 委員 ○そうすると、吹田市の体制が大変というか、プラスアルファになってくると思が、実際今は何名くらいでそういう対応をしていて、これから今後の対応について、吹田市自身の組織というのも少し変えられるということはあるのか。
- 事務局 ○今現在、遺伝子組み換えに関して専従の職員がいるというのではなく、何人か

が副担と言いますか、ある一定そういうふうにしておりますので、今後こうい う病原体は、かなり出てくると思いますが、それを内部で配置等考えていかな いといけないと思っておりますけども。

- 事務局 ○体制につきましては、私どもでは担当するのは環境保全課が従来どおり担当するということになります。当面の大きな作業といたしましては、協定をどうしていくのか、あるいは届出をそれぞれの所にしていただく、そして、それぞれの情報発信の中身を検討していくということで、来年施行されて、業務は多岐に亘ってくると考えております。ただ、作業が全体的に落ち着くとなった時に、何人くらいで進めていくのがいいのかということについては、作業状況を見ながら配置はしていきたいと。ただ、先ほども申し上げましたように、4月施行から半年ないし10ヶ月ぐらいの間、かなり体制を充実させていかないといけないというふうに思って、今から体制準備を心がけていきたいと考えています。
- 委員 ○何点か聞きたいが、バイオ条例は当初全国でも珍しい、吹田初くらいの条例だったと思うが、よく考えたら、具体的に市民の不安はそもそも何なのか。遺伝子組み換えすることによって、実験とか研究の失敗があって、見たこともないような生物が勝手に歩き出したとか、何かこう漠然と不安はあるんだろうと思うが、そもそも何の不安があったのか。
- 事務局 ○私が聞いておりますのは、今まさに委員がおっしゃいました、古江台のほうで 漠然とした不安があって、そういった実験をやられては困るという疑念から市 民の方が声をあげられたということです。これを受けて市のほうが、遺伝子組 み換えに関して、ソフト面はできないけどもハード面はということでこの規程 を作成して、安全性の確保ということでやってきました。
- 季員 ○それから何年か経過して、そんなことはなかったと思う。その不安に対するような実現がなかったと思うが。この条例を強化して、いわゆる行政の権限を楯に事業者とか施設の内部干渉とか、十分きつい所まで踏み込むような感じに受けるが。いわゆる法と条例の力関係っていうか、法の中に条例があって、それに対して上乗せとか横出しを条例で与えていくことによって、吹田らしいまちづくりに寄与するんだと、安心安全に寄与するんだと趣旨は分かるが。2点あって、事業者が守らなかった時は罰則規程がないですよねという話と、事業者がこんな条例の言うことを聞けるかと裁判等で市に対して司法の場に訴え出た時に、そもそも内部干渉がきついですねとなった時に、説明がつくのか。この2点、お願いします。
- 事務局 ○罰則についてはですね、当初罰金や禁固も検討にはあったんですけども、やは り公表というのが一番ペナルティになるのかなということで。禁固であったり 罰金というものは、制度としては、今回はとらなかったと、現行条例のままで

公表のみということで考えています。内部干渉ということですけども、現在、遺伝子組み換え施設を対象に説明会も実施いたしました。その中で、現にやられている事業所さんがほとんどです。安全管理体制を整備して、やはり情報発信をしていくことがベースですねという大学さんもかなりありましたので、取り立ててこの条例が困る、なかなか守れないということではないと認識はしております。

- ○そもそも何に対する不安への対処なのか、よく分からないし、結局罰則とかな 委員 くて、名前を公表しますよという弱い処置で、最後は規制する相手方ともクリ ンチ作戦というか抱き込み作戦というか、相手方の都合を聞きに行って、制定 しても都合は悪くないですよね、都合悪くないよ、じゃ制定しようかと。きつ いことをしているようで、安全や安心やとか掲げながら中身は骨抜きのような 気がするが。言葉は過ぎるかもしれないですけど。大丈夫か。最後、心配なの は、事業者が守らなければ、今環境部長が列挙されたような由緒正しい歴史の ある学校や研究機関ならば大丈夫だと思うが、こういうのを突破してでもバイ オ関連産業やバイオビジネスの人たちが、こんなん聞けるか、何の根拠がある んだとなったときに、法律は守っているじゃないか、なぜ安全委員会やインタ ーネットで事業の中身を公表しないといけないのかと突き破ってきたときに、 ちょっと心配が残るのでないかいかと思う。条例も立法ですからね、立法司法 としてはこのままやったとしたら、最後に名前をバーンと公表して終わって、 市は無力でしたねとこうなるんじゃないかなと思うが、そのへんの不安はない のか。
- 事務局 ○今委員ご指摘の件については、情報発信の関係で申しましたら、3ページに書いてありますように、施設の安全管理に関しての情報発信に努めていただくということが基本で、先ほどの説明で申し上げましたけども、研究内容だとか、事業活動だとか、そういったことについて情報発信を求めたものではございません。そういった立場から申し上げますと、ここに書いてございますように安定した事業経営と自由な研究活動を保証する中で、市民にとっては日常生活の安心安全確保ができるということで考えております。
- 委員 ○現行条例の11条、氏名を公表することができると書いてありますね。それの 改正条例案では、31条ですかね。そこには氏名という言葉がないんですよね。 意識的にそれを落とされたのですか。31条にね、いずれかに該当するときは、 その旨を公表することができると新しいほうですね。現行条例では、その旨及 び当該事業者の氏名と書いてあるのを、当該事業者の氏名を捨てるというのは、 特に意味を持たしておられるということですか。その旨に入るということか。
- 事務局 ○そうですね。現在、法規的なチェックを受けているところですけども、考え方

としましては、氏名の公表を含むということで考えております。

委員 ○パッと見た感じ、前のやつにはあるのに、新しいほうには落としてあるという のは、何か特別な意味があったのかなと思う人も出てくるから、書いたらかえ ってややこしいことになるということがない限り、できるだけ現行条例の言葉 使いを生かしたほうが分かりやすいのではないかと愚考するが。

会長 ○そうですね。ご検討ください。

事務局 ○おっしゃるとおりです。私どもの自治法務と一緒に検討させていただきます。

会長 ○よろしいでしょうか。

委員 ○先ほどの27条の安全審査会のことだが、諮問に応じて市長から諮問に対して 答申するまでの間ということで、5名以内ということだが、例えば、遺伝子、 病原体、同位元素全て同時に諮問しないといけないことが出た時に、単体で5 名以内でというのは分かるが、同時になったときに、審査会を同時に3つ開く ことができるという意味にとっていいのか、それとも3つ同時であっても5名 以内の方で何とか3つしてくださいということなのか、そのあたり法的な解釈 は分からないが、どちらなのか。

事務局 ○今おっしゃっておられることは素直にお受けさせていただいて、検討させてい ただきたいと思います。

委員 ○ですね。もし万一同時にあった時のことを考えて。

事務局 ○ありがとうございます。

会長 ○色々ご意見をいただきましたが、これは案のままで、内容については、ご意見 をいただいて、概ねこの内容で了承されたということでよろしいですか。

事務局 ○ご指摘いただいきまして内容については、今から検討させていただいて、議会 のほうに審議をお願いしていくということになろうかと思います。

会長 ○よろしくお願いします。ありがとうございます。次に吹田市環境影響評価条例 改正(案)についてお願いします。

事務局 <資料3、4、5説明>

会長 ○ありがとうございました。なお、先ほど説明がありましたが、環境影響審査会が専門的な見地から検討しておられます。本審議会の委員でもいらっしゃいます、3人の委員がそのメンバーに加わっていらっしゃいます。ここでは、専門的な見地からのご意見をいただいても結構ですが、質問がありましたらいただきたいのと、特に新しい考え方として環境を基盤にしたまちづくりというのが大きな戦略的な方向性として出ております。そのへんで運用方法とか留意事項等についてもご意見がありましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか、質問及びご意見をお願いします。

委員 ○資料3の改正の要点の項目のうち、(6)環境コミュニケーションを促進する

というところで、今回、従来の双方向のコミュニケーションの場として説明会というのが行われてきた。私もさまざまな説明会等に参加したが、一方的になるような場合があったりして、また反対にさまざなま意見の対立というか見解の違いもあったりして、今回意見交換会という形にされて、改正案でも8条にこういう意見交換会の開催等ということで書かれているが、具体的にどういうイメージで、説明会とどういう違いがあるのか、お聞かせいただきたい。

- 事務局 ○これまで一方的になる場合もあるということでございます、説明会を、事業者が説明をする場ですので、極端に事業者が説明会をすれば成立をしてしまうようなことになってしまいます。そうではなくて、市民の方々と事業者がそれぞれ意見を交換しながら、当然、そこで即答できる見解もあれば、即答できないものもございます。そういったものも含めて、事業者に報告をきちんと出していただいて、回答しきれなかたった、その場で出た意見についてもきちんと見解を示すような形で、双方向になるような形で今考えております。そのあたり、意見の相違も少しでも解消されるような形で改めて運用規程等を定めたいと考えております。
- 季員 ○今、従前のものが意見交換会になりますけども、市民の方にはいろんな意見を 持ちながら聞いてもらいたい、理解してもらいたいと思う。市民の方は従前と 同じ形で意見交換会になると。ここの中にも書かれているが、市長が認め、更 には市長にその内容を報告しなければならないと定めてるわけだから、特に事 業者に対して従前と違いますよと、今申し上げました説明、一方的な説明だけ ではないんですよと十分に理解していただかないと、やっぱり、従前の説明会 をすることによって、余計に関係性が損なわれているケースはないとは言えな いので、そこは十分中身が、市としては意見交換会という場でコミュニケーションを図っていただきたいと、事業者に強く申し入れをしていただきたいと。 そのへん、部長どうか。
- 事務局 ○委員ご指摘のことは、環境コミュニケーションを充実させていきたいという私 どもの思いそのものでございますので、規程を含めてそういった方向で対応を させていただきたいというふうに思っております。
- 委員 ○以前に個別にお聞きしたときに、意見を申し上げたんですけども、今回対象から外す事業、とりわけ高層建築物を評価の対象から外すということ。大阪府が 150メートル以上があるからいいんだと、これはちょっと問題ではないか。 これまで60メートル、60メートルとは20階建て程度ですか、150メートルになれば50階程度、メロードぐらいのものでも外れるということで。そういうものができると、既存の開発地域の周辺に住んでおられる方にしたら、ひどい影響を受ける場合が出てくると思うので、大阪府条例があるから外すと

いうのは無理があるのかなと、問題があるのではないかと申し上げました。今日の説明を聞いても同じ説明をされるので、検討されると聞いておったのに、全然検討していないようにみえるので、どうなのかなと、その点について説明をきちんともらいたい。それから資料を見てみますと、今の2ページのところで、A3の大きな紙で、対象事業から外されるけども環境影響として対象事業のうち云々と書いて、建築物の高さが60メートル以上となる事業は、それぞれヒートアイランドや風害等に関する調査予測評価の内容について審査を行う(技術指針に明記)と書いている。これとの整合性が分かりにくいので、説明をいただきたい。これならば60メートルという規程は残るんかなあという気はするが、対象から外す。ちょっと分かりにくいので、分かりやすい説明をいただきたいと思う。

事務局

○ご説明をさせていただきます。前回、委員から同様のご指摘をいただきまして 8月6日の当審議会でのご示唆だったと存じます。その後、8月18日に審査 会の全体会を開催していただきまして、以後、部会を重ねていただきました。 その中で、対象事業と規模、それから環境要素について集中的にご議論いただ き今日に至っているわけですが、同じ議論をこちらから提示させていただいて ご議論いただきました。高層建築物の環境要素は何かという点でご検討いただ きまして、高層建築物が建つことによってどういう環境影響が起こるかと。一 つは大阪府との関係で出ております風の影響です。風害という要素がございま す。もう一つは景観です。この二つをそれぞれ見た場合、景観面においては冒 頭ご説明いたしましたように、本市は景観まちづくり条例を策定しております し、高度地区を設定して、全市45メートル以上の高層建築物は建たないとい う制度をスタートしようとしている。環境面を言いますと、やはり風害が課題 になるのかなと。風害というのはどの高さから起こるかというご意見もいただ きました。大阪府さんが150メートルで設定していると、これはある科学的 な根拠に基づいて設定していると。吹田市も大阪府の中にあり、特に吹田に強 い風が吹くであるとか、地表面の風の速度が格段に速いということでない限り、 風害に関してはやはり150メートル、同じ基準を適応すべきであろうという ご議論をいただきました。それで、2つめの60メートルですが、45メート ルの高度地区というのは、申し上げましたが、3箇所例外がございます。江坂 地区とさんくすメロード、東部拠点になりますが、江坂地区につきましては、 航空法の関係で、90メートル弱くらいが上限になっております。さんくすに ついては、高層ビルの可能性はどうなのかというところはあるが、恐らく商業 であるとか、今回9つを設定しました住宅団地でありますとか、こちらのほう で60メートルを超えるような建物が計画されればこちらのほうで対象事業

となることはまずまちがいがないと。東部拠点に関しましては、環境まちづくり計画という非常に厳しい計画を既に持っております。これに基づいてまちづくりがなされるということで、ここでもそれに委ねることでいいであろうと。今回高層建築物の建築というのは対象事業から外したと、審査会でのご検討の経過でございます。

委員 ○150メートルが妥当であろうと府の条例に従ってね、という説明がありましたが、その点については、メロードくらいの高さででも周辺が僅かな風でも近くに寄ったら、すごい風がある。前を向いて歩けないくらいのね、そういう経験ないですかね。ちょっと、それは市民の実感からしてね。実態をきちんと把握されてないんじゃないかなという心配する。そこについては、再検討をお願いしたい。今日はこのくらいにしておきます。

会長

○風の専門家はいなかったんですか。どなたかご意見を聞いたりだとか。

事務局 ○大気のご専門の委員

会長 ○委員

事務局 ○はい。

会長

○もう一度確認しておいてください。他にございますか。

委員 ○一般論だが、よく問題になるのが、法律にそこまで厳しく規程されていないのに、条例のほうが法律の上をいくのかという議論がある。割合、業者は下手するとそういう論理を持ち出すが、今すぐではなく、一度、条例と法律の関係を判例や学説を一度整理しておかれたらどうか。そうすると条例が厳しくて、法律が柔らかだと易しいというような俗説が横行せずに済むのではないかと。だから、担当課において、一度条例と法律の今までどんな揉め事があって、どういう解決がなされてきたか、一度きちんと整理されていると思うが、より一層整理なさったら有益ではないかなと思うので、よろしくお願いしたい。

委員 ○A3の資料の2ページ目の棒グラフのような分だが、現行の市条例から改正の市条例のほうが範囲が狭くなっているように見えるものについてお尋ねしたいが、まず、住宅団地については戸数に影響される部分が大きいだろうというのは分かるが、これは戸建とか集合住宅を問わず、1000戸という意味なのか。それと例えばですけれども、現行の市条例の3haもしくは1000戸以上のものという書きぶりはできなかったのかというのが一つ。それと商業施設に関して、現行の5000㎡から3万㎡というふうに述べ床面積が広く対象がなっているが、これについてはどういう理由で広くされたのかをお伺いしたい。

事務局 ○まず、1つ目ですね、ご指摘いただきました戸建て住宅と集合住宅問わずということで、先ほども影響として交通それからエネルギー消費というのを例として挙げさせていただきました。そういう意味で戸建て集合住宅を問わずいうこ

とで考えています。3haもしくは1000戸以上という部分につきましては、開発行為ということで模式図の一番左端に面的な整備を捉える項目を作ってございます。こちらのほうでかかれば、当然対象となるということで面的な整備と住宅団地として共用後に正に影響を及ぼす部分と分けて対象とする形で考えています。商業施設につきまして、5000㎡から3万㎡ということで、これまでいわゆる大規模小売店舗立地法、大店法の関係で対象としておりましたので、それからいわゆる商業施設・シネコンのようなものも含めて対象とするように広げてございます。その規模を上げているのは、先ほどからご説明させていただきましたガイドラインであったり表示制度、そのあたりを総合的に使いながら誘導を図りたいというふうに考えております。

- 事務局 〇今回、この対象規模を審査会でご議論いただく時に、前提といたしましたのは現行条例でもそうなのですが、環境に著しい影響を与える恐れのあるものを対象事業とすると。環境に影響があるものとか大きな影響を与えるものは対象ではない、この条例の趣旨です。どんな影響があるか分からない、出てきたら著しい影響があるという事業を対象としています。これまでもそうだったが、その下が抜けるんではないかということで、特にガイドラインであるとか表示制度を充実して、この条例は本来の姿である著しい影響をしっかりと捕まえようという整理はございました。先ほどもご説明させていただきましたが、商業施設と住宅は差っぴくという制度はやめましたので、これまでかかっていなかったものもかかってくるということをご理解いただきたいと思います。それと環境影響を、工事中と共用後で考え方が確かに違いますが、一時的に長く五年かかる工事もありますが、長い目で見ると一時的な工事の影響、今は環境保全課

が規制的な法や条例に基づいて押さえ込んでいます。この条例の趣旨は主に共 用後、10年、20年、50年に亘って影響を与え続けるものを最初に押さえ 込んでいくと、そういう意味から申しますと、この住宅と商業というのは、交 通以外にどういう著しい影響が考えられるのかという議論もございまして、例 えば、緑のところを剥いで住宅にするというのは非常に環境影響が大きいと思 いますが、住宅から住宅に替わるとか、工場跡地から住宅に替わる、それは著 しい環境影響と言えるのかと、そういう検討もあったということをお伝えさせ ていただきたいと思います。

- 委員 ○今と同じ資料で、委員もおっしゃったような米3のところ、環境性能表示制度 というのでカバーしていくとのことですが、これ自体まだ示されていないです よね。
- 事務局
 ○はい、これは条例の施行と同時にスタートしようと考えていまして、環境まちづくりガイドラインの中に入れ込もうと考えています。これは審査会でもご意見をいただいたのですが、CASBEE という建物の環境性能を表示する制度が既に国土交通省系でありまして、ある一定規模以上の開発事業の建物に関しては既に大阪府に登録がされています。その数値を特に、緑であるとかヒートアイランド、省エネ、新エネに関して引っ張り出してきて、例えば星の数とかに表示をすると。今検討中だが、マンションの販売であれば、広告の一面に表示をしていただくということで、より良い計画に誘導を図ると。これが米3の趣旨で今検討中で、審査会からもご意見、ご助言をいただいております。

じようなニュアンスの制度と考えています。

- 委員 ○もう少しあるが、道路については、改正市条例のほうが範囲が広くという風に なっている。ガイドラインも含めて全体として要望していくというか、吹田市 としての希望を出していくという感じ、誘導していくというふうになっている が、これは、どういった趣旨からなのか。
- 事務局 ○こちらでお示ししている道路というのは、道路法、あるいは道路運送法に基づく道路になります。イメージとして一番近いのは都市計画道路になってございます。今まで4車線かつ1キロメートル以上いうことで設定いたしておりましたが、吹田市内で今後4車線以上の道路が都市計画決定される見込みは、恐らくほとんどないであろうと。そうなった時に行政として道路を設定するにあたって、やはり率先的にこういった影響評価の対象となって、あるいは沿道の方々へのきちんとした説明に根拠をつけながら進めていくべきだろうという議論の中でこの16メートルというのは、片側1車線で両側に歩道を備えた道路がこれぐらいの規模になってございますので、本来4車線ではなくて2車線の道路をターゲットにしてございます。
- 委員 ○あともう少しいいですか。あと最初の説明、資料3のほうで最後に複合的な影響の評価手法及び配慮方法を示すということだが、これは技術指針を改定して 条例を補則していくとなるのか。私は前から複合的な影響とかに対しては、今 のところ対処できてないのではないかとずっと議会でも発言していたが、これ はまた条例と一緒に示されるのか。現状のところ、あまりそういう形では示さ れていないと思うが。
- 事務局 ○はい、現状のところ、恐れ入りますが、整理ができておりませんで、審査会でこういう大きな課題があるということは既にお伝えしております。今後、年末から年明けにかけまして集中的に部会を開催させていただいく中で、複合影響をどう捉えるかというルール作りがまずできるのかというところが議論になるが、整理できましたら技術指針に反映して、来年度から施行と同時にそれを公表すると。まだ審査会からも非常に難しい課題だなという感触は得ております。
- 事務局 〇少し付け加えますと、例えば市全体での環境負荷値を平均いたしますと、環境のいいところでは、目標としての矛盾が出てまいりますので。21年度と22年度で環境負荷ベースマップ、データを作成しておりまして、ある街区における環境負荷値というのが理論上、計算して出てまいりますので、そこで CASBEE との関係でいかに複合的な環境改善がなされるかを、これから組み立てようというものでございます。
- **委員** ○先ほどの委員からも意見があったが、意見交換会という名前に変わるというこ

とで、一方的な説明に終わらないようにということだが、中身的に、意見交換会というと、誰か取り仕切る役がいて、事業者と市民の側とお互いにきちんと意見交換ができるようなコーディネートをするイメージがあるが、この最後のフローの図を見せていただくと、これは住民側と事業者が書かれていて、従来どおりの事業者と直接やりとりをするというような場面になるのかなと思ったが。その中で、事業者が意見交換会ですよと吹田市が示したとして、今までの説明会と違った形でもっと円滑に運用できるものなのかというのが1点と。それから事業実施後の手続というのを今回重要視して、チェックをするという形になっているが、これを見てみると、調査計画書は受け付けるだけで、事後調査が起こった後に報告書を影響審査会のほうで見ていくと。実質的な計画の段階で、こういった計画でいいのかどうかというチェックはなされないのかということと、それが杜撰なものであれば、いくら事後調査をしても報告の段階で抜けがあって、もう一回調査してよというようなことができるのかどうかの2点です。

事務局

○1点目の意見交換会ですが、実はどういう形になるか、議論の最中でして、と 言いますのも、アセス制度の中で意見交換会を取り入れるのは、恐らくわが国 で初めてのチャレンジになると思います。委員おっしゃるように、事業者と市 民だけ住民だけが部屋に入って意見交換ができるのかというのは、先ほど委員 からもございましたように、かえって揉め事が大きくなる、そういうこともあ ると思います。果たして行政がそこに入る必要がないのか、それをコーディネ ートする第3者が必要ではないのかというところも議論をいたしております。 今到達している望ましい姿というのは、その3者、事業者、行政、それから住 民の方々、その方々はラウンドテーブルに座り、そのコーディネートを複数の 例えば学識、それから地域の方、NPOの方、それからまちづくりの専門家で あるとか、このあたりの方に入っていただいて忌憚なく意見の交換をすると。 今までのまちづくり協議会形式の1つの典型版ができないかということで今 検討しています。それから2点目、そもそも出てきた計画が杜撰な場合はどう なのかということですが、杜撰さにもよると思いますが、少なくとも都計法そ れから建築基準法に適合していないとそれは構想にはならないんで、事業者は それは出してくると思います。ということであれば、環境配慮の程度はどうな のかというご指摘だと思いますが、それは事前にまちづくりガイドラインで、 今もう90項目を超えているんですが、そこにチェックを入れることで事業者 の姿勢が出てくると。そこのチェックが、例えば全部しませんというふうに、 理論上そういう事業者もいてるかもしれません。その場合はこの提案書の手続 の中で、十分事業者の責務をご理解いただけるように、審査会の審査期間も長 くならざるを得ないでしょうし、我々もそういう努力をせざるを得ないということで、ここは審査期間を6ヶ月と設定していますが、それには当たらないということを条文に書き込むつもりで、表現で入れているんですが、6ヶ月規程というのは外すということを考えております。

- 委員 ○事後調査のところの内容についても、当初から審査をしていくというように考 えておいたらいいのか。
- 事務局 〇いや、最終段階は、やはりこの手続の中で事業者の環境配慮も計画そのものも 進化してまいりますので、最終的に約束をしたものが本当に実現しているかど うかの審査が最終段階になります。
- 会長 ○具体化にあたっては、いろいろ今日貴重なご意見をいただいておるので、それも詰めていただきたいと思うが、大きな目指すところ、それから新しい試みとして、環境まちづくりガイドラインみたいなことで、単体ではなく、まち全体をおさえていくという方針を出されているので、そのへんの精神は大切かと思う。
- ○会長、少し意見をよろしいですか。大きな2点、項目を挙げたいと思うが。や 委員 っぱり気になるのは、8月6日でしたかね、前審議会をやった時に私のほうか ら指摘をさせていただいた、質問書への回答は逐次だと、住民から業者への質 問書の提出は随時だと。今まででだと縦覧という制度があって、縦覧の手続の 中で、一定の質問をいただいて一定の答えをして、期限があってその期限の中 で議論をしてくださいということですよね。それを今回期限を長くとって、し っかりと住民さんからの声には事業者として応えていきましょうということ で設定されていると思うんですけどね。結局、事業者への負荷が加重になるの ではないかと前回指摘させていただいて、考えますとおっしゃっていただいて、 考えがないまま同じようなことが書いてある。その点について、8月から今日 に至るまで議論がどうなっていたのかということを説明していただきたいな というのが1点と。もう一つは、お二人の委員さんがおっしゃったのと同じだ が、意見交換会の場の持ち方がね、親切なようで実は不親切ではないかと思う んですよ、住民さんにとってね。事業者と住民が、場所をどこか提供するから 話し合いをせよと言ったところで、事業者にしてみたら、やはり事業を提出す る段階で、資金収支みたいなものは計算されている。何をどれだけ造って、い くらの間にどれだけ儲けるのか。住民さんに環境や環境やと言われても、資金 収支が崩れるような計画の変更はなかなかできないですよね。その時にどうな るのかと言ったときに、市は放ったらかしとなると困りますよね。市が間に入 ったときに、行政の権限で民間の自由な経済活動を阻害するんですかとなった ときに、これを突き破る業者が出てきたときに、市は先ほどの話と同じですけ

ど、すごい無力な手段で、やってくださいよ、やってくださいよとこうなるわけですよね。環境影響評価手続も一定のところでね、最後は裁判で決着を付けようと言ってね、勝手に開発が始まったときに実力行使で止めれるんですかといういろいろ不安が出てきますよね。その基本となる意見交換会が曖昧でざっくりだと、誰にとってもアンハッピーじゃないんですかと思うが、どうですか、この2点お願いします。

- ○1点目の質問制度、質問回答制度ですが、この図では横にずらずらっとあるん 事務局 ですが、この間に評価書案の提出の手続がございます。評価書案の中にそこで の質疑応答の内容を入れ込んでいただきますので、一旦そこで質疑応答は期限 を切らせていただきます。評価書案の次の評価書の提出がございます。その評 価書の提出の前で止めているんですが、この意見書の提出の前で質疑応答は終 了するということで、事業者にとりましては随時と言いましても、提案書から 評価書案の提出その後、45日間と書いてございますが、そこまでの期間でし て、これも全く事業者の負担にならないかというとかなりの負担になると存じ ますが、それによって事業の内容を十分ご理解いただけるのであれば、後半の 負担が減ってくるのではないかと考えております。それから2点目の意見交換 会のあり方ですが、やはり審査会でもございましたが、あくまで性善説の手続 なので、突破しようとすれば、残念ながらこれは突破することができます。国 の法であっても大阪府条例であっても吹田市のこの条例であってもそれは同 じです。ただ、ここでそういうルールに吹田市は更に環境まちづくりガイドラ インで上乗せする、対象事業を先ほどご説明したように横出しをして、規模用 件の裾を下げると。この3つのまちづくりのルールをお示しすることで事前に 事業者には、吹田市で開発するときにはこのルールに沿ってもらわなければ困 りますよということをお示ししてご理解をいただくと。性悪説の事業者さんが 来られたときには、規制的な条例を制定する以外に方法がないかと存じます。 それはそれで検討するとして、これはより望ましいまちづくりにご協力いただ
- 委員 ○1点目の指摘に対して、フロー図の説明をされたが、フロー図の説明は8月にも聞いているのでよくて、8月に指摘をされて今日に至るまで、例えば審査会で、庁内で、内部協議でとか、負担が過重になるのではないかという指摘を放ったらかしにしているのではないですかと言いたい。今の説明はフロー図の説明を改めてしただけで、更にしただけで、その説明は前聞いていますよね。そのうえでの指摘に対して、3ヶ月くらい経っていますよね、検討の過程があったのかをご説明いただきたいのと、意見交換会については意見だけ言っておきますけど、やはり不安が拭えない、誰にとっても不幸せなものになるんじゃな

こうという、あくまでその範疇の条例でございます。

いかなという重大な懸念を言っておきますので、これを書くならば市としてコーディネートを買って出るとか、何かがないと、このままでは多分簡単に踏み倒されるんじゃないかなと意見として言っておきますから、よく考えてください。

会長

○重要ですから、しっかりと討論してください。進め方については。

事務局

○8月6日から3ヶ月の間、討論はしたのかという問いかけですが、これについ ては真剣な討論を何回もやってきておりますので、それが伝わっていないのは 説明不足で申し訳ございません。私どもとしましては、この間に、事業者が想 定した場合、住民のみなさまの意見が出されてきた場合、相当数やはりこれま での環境影響評価の中で、公聴会だとかそこに対しての意見書の経験からしま しても、かなり集約してかお答えができる、そういった経験を持ってきており ます。そういったことで今までの事業者が回答してきたこと、私どもが環境影 響評価の中で事業者に対して求めてきたこと、こういったことで言いましたら、 この45日間ということについて、事業者に対して指導も含めて何とかいける んじゃないかというのが1つでございます。それともう1つは、事前に環境ま ちづくりガイドラインで現在89項目、先ほど説明いたしましたが、平成23 年度版では90項目を超すガイドラインを事前に提示して、それに対して提案 書の中で検討してきて提案していただくということになるわけでございます。 そういった意味では、相当吟味がされたものを持ってきていただく、そういっ たことでの双方向のやりとりが、それを基盤にしてできるのではないかという 検討をしてまいりました。もう1つ、申し訳ございません、先ほどの意見交換 会の件につきましては、おっしゃるように、住民と事業者だけで野に放つよう なことは全く考えておりません。私どもが当然入らなければいけないと先ほど も申し上げました、そういったことでの制度として設計ができないのか、そこ に対して、コーディネートしていただく方をどんな設定をすべきなのかという ことについて、例えば、千里ニュータウンでやっておりますようなラウンドテ ーブル的なものがいいのか、あるいは学識経験者がいいのか、学識経験者とラ ウンドテーブルでやっている方、NPO の代表の方、こういった組み合わせがい いのか、そういったことでの制度として設計しているということですので、お 示しはできておりませんが、基本的にはそういうことで考えておりますので、 改めてご提示させていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員 ○単純な質問を2点したいが、1点目は対象事業の例えば道路だが、とりわけ道路なんですけど、相手が行政機関でも求めるのか。あくまで民間事業者か。これが1点と、また1つは単純な質問だが、EGLの中の地球環境低炭素の定量評価というのがさらっと書いてあるが、一番難しいことをさらっと書いてあるな

と思うが、定量評価の基準とか、何の指標を準用して定量の測定に当てはめる のか、この辺りを説明していただきい。

事務局 ○1点目でございますが、例えば東部拠点の土地区画整理事業、事業者は吹田市です。吹田市長が吹田市長に意見を出すということで、これは全て官民問わず対象になります。

委員

○大阪府の都計道路もかかるのか。府にこの手続をさせるのか。

事務局 ○上位条例にかかるものは、吹田市の条例にはかからないというのが条例の中に ございまして、その下の部分を我々が担うと。

委員 ○それは規模の話ですよね。そうではなくて、大阪府施行の道で吹田市の要件規模に合うものは、大阪府に吹田市の条例手続をさせたり、国道でも要件が合えば、国にも吹田市の条例手続をさせるのか。

事務局 ○はい、そうです。

委員 ○そうですか、あと定量評価について。

事務局 ○2点目、CO2、エネルギー消費の定量評価なんですが、これまでの案件でそれ はしたことはございません。今後、低炭素化を図るうえで、新しい事業、床面 積当たりのエネルギー消費原単位というのは、当然計算していただこうと考え ておりまして、既に規制が国外で始まっているというのがありまして、そこは 審査会で技術的にご検討いただきたいと考えております。

会長

〇やっているところもありますし、やらなければいけない。

季員 ○手短に、改正案の第2条の5項ですね、関係地域と書いてあるところだが、著しいという言葉は必要なのかと、これがあるかないかで法解釈が随分変わっていくから。それからもう1つ、市長が認める地域、市長さんがこういったことが分かるはずがないので、そうすると、市長に代わって実質誰がお決めになるのか。今日はもう結構でございますから、一度議論をしてきちんと解釈を統一なさっておいたほうが、僕は字言葉でえらい目にあったことがあるから、妙なところで線引きされまして、お前は出てくるなと出る権利がないみたいなことを言われまして、ガクっとしたことがあるので、このへんが実際問題として大きな問題にならないか、ご研究ください。

事務局 ○ 先ほどの法令に関するご助言と併せて、検討させていただきます。ありがとう ございます。

会長 ○たくさんの貴重なご意見をいただきましたので、条例のほうは議会できっちりと審議されるということですので、これまで出てきた課題は、事務局で検討していただきたいと。内容については、審議会で検討したということで了承していただきたいと、よろしくお願いします。

委員 ○審査会の委員でもありますので、少し申し上げておきますと、今、委員がおっ

しゃったことについては、事務局から提示されて、期間ですとか、事業者の負担ですとか、真剣に部会で検討しておりますが、まだ明確な答えが出ていないので、多分今日は報告されていないと思います。我々としては、提示された議案として真剣に取組んで、事業者への負担、あるいは期間がこれで妥当なのかということは検討し続けている、これだけは一委員として申し上げておきたい。先ほどから委員からもおっしゃっておられるように、提示されている条例ですとか、ガイドラインですとか、法に関する文言は非常に重要な意味を持ちますので、ご指摘の通りやはり法律家に一度見ていただいて、疎通がないように、一般の市民が読んでも法律家が読んでもちゃんと理解されるような文言にしていただきたい、これは審査会でも言っておりますので、事務局もそれに関して対応してくれるだろうと、そういう風に私たちは信じております。

会長 ○よろしくお願いします。長時間に亘って申し訳なかったが、予定の議事が終わりましたので、これで終了させていただいてよろしいですか。長時間、みなさま、ありがとうございました。

---閉会---